

戒 告

石田 清造 議員

石田議員において、市職員がいかにも縁故採用されたかのような誤解を招く発言をしたことは、発言を受けた当人はもちろん、対象となった職員の名誉や尊厳を大きく傷つけるものであった。また、この発言は、市の職員採用の公平性に対する信頼を損ねかねないものでもあった。

守山市議会議員政治倫理審査会においては、政治倫理基準に違反する行為であったと認定され、議会がなすべき処分として議長文書戒告相当との意見をいただき、その後開催した全員協議会で、審査会の意見と同様の議長文書戒告と決定したものである。

この度のモラルハラスメントを含むハラスメント事案は重大な人権侵害であり、被害者が精神的身体的に大きな傷を負うなど、その行為は犯罪そのものであることから、社会全体で防止に向けた積極的な取り組みが図られている。

先般、政治倫理の規範を議会全体が省みる契機となるよう「議員の倫理確保に関する事例集」を作成・配布し、議員一人ひとりが自らの行動と照らし、考え、改める機会としてきた。それにも関わらず石田議員の発言は、議員としての自覚を欠いた著しく軽率なものであり、議員の品位と名誉を損ない、市民の議会に対する信頼を損ねたことは大変遺憾である。

こうしたことを踏まえ、審査会および全員協議会においては、辞職勧告には至らないものの、議長文書戒告より、さらに厳しい処分を求める意見があったところである。

さらに、今回の事案は石田議員のみならず、守山市議会全体としても政治倫理の規範を顧みる機会とするよう審査会の意見をいただいたものである。これを機会に、今一度議員一人ひとりが、議員としての資質、力量を高めるとともに人権意識の醸成を図り、守山市議会で再びハラスメント事案を起こさないことを誓い、市民の議会への信頼回復に努めていかなければならない。

石田議員には、今回の事案を重く受け止め、猛省を求めるものである。今後は守山市議会の一員としての高い倫理観を持ち、自らを厳しく律するとともに、再び政治倫理基準に反することのないよう自らの行動や発言においては、職を賭す覚悟をもって取り組まれるよう文書により戒告する。

令和4年7月19日

守山市議会議員 藤木 猛

